

【要求水準書本編に関する質問及び回答】

No	文書	ページ	章	項	番号 ()	記号	その他	質問事項	回答
1	本編資料	5	第2	5	(1)			SPC事務所は、事務所約3,400㎡に含まれると扱ってよろしいですか。すなわち、事務所75区画の内のいくつかの区画を利用する事が可能でしょうか。(3,400㎡の内訳は、事務所30 - 50㎡ 75区画、市事務所 500㎡)	含まれません。
2	本編資料	8	第2	6	(7)	ア	(イ),b	加工場屋上駐車場への主たるアプローチは、配送センター東側とし、既存卸売り場棟のランプウェイから分岐する新連絡橋は、主たるアプローチが混雑したときの補助的な車路と考え、一車線(一方通行)としてよろしいでしょうか。	合計2車線、双方向とします。
3	本編資料	11	第2	6	(9)	ア	(ア),c	受変電設備の復電時の自動復旧回路について関連棟は既設高圧配電室からの高圧受電ですが、自動復旧回路は既設高圧配電室は含まないものと考えてよいですか？	既設受電設備の自動復旧回路と連動をとること。
4	本編資料	11	第2	6	(9)	ア	(ア),d	幹線設備の電力量計について各事務所の空調動力または、空調ガス料金の個別課金は必要ですか？	電気方式は既設自動検針装置に接続。ガスの場合は個別契約につき、不要です。
5	本編資料	11	第2	6	(9)	ア	(ア),d	幹線設備の電力量計について質疑回答の中で、埋立地棟の保冷庫の電力量計は必要であるが、倉庫は電力量の設置は不要となっています。倉庫の使用電力料金は課金しないものと解釈してよいですか。	倉庫に関しても電灯・動力盤(電力量計付)が必要となりますので、課金されることとなります。平成16年5月28日に公表済みの要求水準書(案)に関する質問回答No.56に関する回答を訂正します。
6	本編資料	11	第2	6	(9)	ア	(ア),f	放送設備について非常放送が必要とありますが、別添資料5の消防設備一覧表では非常放送は中央棟のみとなっています。非常放送の対応場所は法的に必要な範囲内とし、その他は業務放送と解釈して良いですか？	法的には必要ありませんが、要求水準書において非常・業務の放送設備としており、一元管理の方が合理的と思われるので、非常放送に準じて設置してください。
7	本編資料	12	第2	6	(9)	ア	(イ),f	放送設備について非常放送が必要とありますが、別添資料5の消防設備一覧表では非常放送は中央棟のみとなっています。非常放送の対応場所は法的に必要な範囲内とし、その他は業務放送と解釈して良いですか？	No.6に示す回答と同様です。
8	本編資料	11	第2	6	(9)	ア	(ア),f	業務・非常放送を行う主体は、SPC事業者ですか？既設守衛室ですか？またはその両者でしょうか？	既設守衛室としますが、市事務所にもリモートマイクの設置が必要です。
9	本編資料	12	第2	6	(9)	ア	(イ),f	業務・非常放送を行う主体は、SPC事業者ですか？既設守衛室ですか？またはその両者でしょうか？	No.8に示す回答と同様です。
10	本編資料	13	第2	6	(9)	ア	(ウ)	既設守衛室に一括移報を行う(防災設備)とありますが、対象施設は新設建物のことですか？	ご質問のとおりです。
11	本編資料	14	第2	6	(9)	イ	(ア),h	ガス設備でガス漏れ警報機、ガス遮断弁を設置することとありますが、これらは建物の引込部に設置するものですか？各飲食店や加工場毎に設置するものですか？後者の場合、別添資料8よりC工事と解釈してよろしいですか？	ご質問のとおりC工事とします。ただし、消防法対応他、調整はSPC事業者にてまとめるものとする。また、A工事として各飲食店・水産加工場の区画全てに対し、移報用配線を用意すること。
12	本編資料	15	第2	6	(9)	イ	(イ),h	ガス設備でガス漏れ警報機、ガス遮断弁を設置することとありますが、これらは建物の引込部に設置するものですか？各飲食店や加工場毎に設置するものですか？後者の場合、別添資料8よりC工事と解釈してよろしいですか？	No.11に関する回答と同様です。
13	本編資料	34	第3	4	(6)	エ		3時間分の電源バックアップについて監視用コンピューターは中央監視設備のごと想定されますが、施設内コンピューターとは、市で設置されるコンピューターのごとでしょうか？また設置場所、電源容量はどの程度想定すべきでしょうか？	施設内コンピューターとは、市及び施設利用者が設置するコンピューターを想定しています。

14	本編資料	34	第3	4	(6)	工		非常用電源設備について活魚槽の設置場所、電源容量、数量、バックアップ時間についてご教授いただけないでしょうか？	活魚槽は水産加工場のエリア内に設置を予定しています。
15	本編資料	40	第3	6	(3)			留意事項欄に「当日中に・・・搬出する・・・」とありますが、効率化をはかる為に産業廃棄物の置場を作り、一定量がたまった時点で搬出することは可能でしょうか。	可能です。現在でも一定量たまった時点で搬出処理を行っています。
16	本編資料	42	第3	7	(2)			貴市が発行しておられた manifests の月間あるいは年間の発行枚数を教えてください。	平成14年度は40枚/年、15年度は51枚/年となります。
17	本編資料	42	第3	7	(2)			事業者が善良なる管理者としての義務を怠ることなき場合、廃棄物処理業者の起こしたトラブル等は事業者の責にならないと判断して良いでしょうか。	ご質問のとおりです。
18	本編資料	42	第3	7	(3)			事業者が manifests を発行することが出来るようにするために、各施設利用者（約250業者）との廃棄物処理契約を締結する際には、事業者とともに貴市にも協力していただけるのでしょうか。	可能な範囲においては、ご質問のとおりです。
19	本編資料	48	第4	1	(4)	イ		『市場PR施設的设计・建設費(略)は、割賦元本の一部として事業者を支払われるものとする。ただし、ガス・水道の引き込み及びその他、内装等の整備に関しては、事業者の負担とする。』とありますが、これらの費用についても事業者側は、市場PR業務に係る費用はサービス購入費のうち割賦代金の一部として市に求めることとなりますが、その通りに解してよろしいでしょうか。	ガス・水道の引き込み及びその他、内装等の整備に関しては、割賦代金には含まれません。
20	本編資料	48	第4	1	(4)	イ		料理教室運営業務に必要な設備・備品の、市と事業者の費用区分をご教示頂けますでしょうか。例えば、施設に固定的な厨房機器・内装仕様等の費用はどちらに区分される(サービス購入費としての支払い対象か否か)と考えてよいでしょうか	施設と一体不可分な設備に関しては、サービス購入費の支払い対象となります。
21	本編資料	48	第4	1	(4)	イ		運営業務に要する光熱水費について、5月28日付け質問及び回答 No.152では、市場PR業務に要するものは市の負担、料理教室運営業務に要するものは事業者負担とある一方、6月8日付け質問及び回答 No.90では、光熱水費を含め運営業務に要する費用はすべて事業者負担とありますが、どちらが正しいのでしょうか。	市場PR施設運営業務(市場PR業務及び料理教室運営業務)の維持管理及び運営に要する光熱水費は、事業者が負担することになります。なお、料理教室運営業務に要する運営業務費用は、料理教室運営業務による収入によってまかなうものとします。したがって、維持管理業務に伴う光熱水費は市が直接負担し、事業者が関連事業者として登録して実施する市場PR施設運営業務に伴う運営業務費(維持管理費+運営費)は事業者が負担し、そのうち市場PR業務にかかる当該費用はサービス対価に含まれることとなります。

【要求水準書別紙に関する質問及び回答】

No	文書	ページ	別紙番号	項	番号()	その他	質問事項	回答
1	別紙	51	1	2	(3)		産業廃棄物の搬出頻度と量は、月間どの程度のものでしょうか。	搬出頻度は、2回/月程度です。量に関しては、平成16年6月8日公表済みの様式集第56号様式を参照してください。

【要求水準書別添に関する質問及び回答】

No	文書	資料番号	資料名称	質問事項	回答
1	別添資料	7	各工場の要求水準	銀行の電話情報設備の欄が空欄ですが、別添資料8(内装工事施工区分)では電話設備に関し「店舗境界までの引き込み配管工事」がA工事となっております。銀行の電話情報設備の要否について御教示下さい。また、必要な場合は要求水準の凡例を御提示下さい。	「店舗境界までの引き込み配管工事」をA工事とします。電話のほか、光ファイバー等、将来用の配管を見込んでください。
2	別添資料	7	各工場の要求水準	銀行のTV(テレビ共聴設備)の欄に「要(1)」とありますが、別添資料8(内装工事施工区分)ではテレビ共同受信に関し、A工事は「なし」、C工事は「その他全工事」となっております。別添資料7,8のとおり「店舗境界までの引き込み配管工事」もA工事では不要と考えてよろしいのでしょうか。	店舗境界までの配線はA工事、以降C工事とします。

3	別添資料	7	各工場の要求水準	青果・関連加工場のガス設備に関し、「要1次」となっておりますが、別添資料8（内装工事施工区分）では加工場のガスは内装工事施工対象外となっております。青果・関連加工場のガス設備の要否について御教示下さい。	青果・関連加工場のガス設備は不要とします。
4	別添資料	7	各工場の要求水準	配送センター棟の電話情報設備の欄が空欄となっておりますが、不要と考えてよろしいでしょうか。必要な場合は要求水準の凡例を御提示下さい。	不要です。
5	別添資料	7	各工場の要求水準	放送設備に関する要求水準が示されておきませんが、事業者の判断で計画するものと考えてよろしいでしょうか。	平成16年6月8日公表済みの要求水準書p.11、12を参照してください。
6	別添資料	7	各エリアの要求水準	飲食店舗の厨房排気を複数店舗毎にまとめる方法としても宜しいでしょうか。	個別排気としてください。
7	別添資料	7	各エリアの要求水準	事務所の給排水、給湯については、各階毎に適宜給湯室を設けることで宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。なお、各区画ごとに設ける必要はありません。
8	別添資料	7	各エリアの要求水準	事務所などの床仕上の要求が、F1・F2などと併記されていますが、どちらか一方を満足すれば良いのではなく、両方の機能を満たすことと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
9	別添資料	7	各エリアの要求水準	駐車場の照明設備の室内照度は50ルクスとのことですが、屋上駐車場については鍵が差し込める程度の明るさの5ルクスとしても宜しいでしょうか。	荷物の積み下ろしを考慮して50ルクスとします。
10	別添資料	7	各エリアの要求水準	飲食店舗の出入り口はD4、D7と併記されていますが、シャッターとスクリーンの両方をA工事として取り付けるのでしょうか。別添資料8の図ではシャッターは表示されていません。	別添資料8では表示されていませんが、ご質問のとおりです。
11	別添資料	8	内装工事施工区分概念図	各工場の店舗専用電灯・動力盤がC工事となっておりますが、H16年4月28日公表の要求水準書（案）ではA工事になっておりました。新旧対照表にも特に記載はありませんが、要求水準書p.11では「電灯・動力盤を設置する」とあるため、A工事と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
12	別添資料	8	内装工事施工区分（関連事業所・事務所）	店舗内の業務放送、有線放送に関し、全てC工事（カトルを含む）とありますが、ここでの放送設備とは店舗が単独で設置する放送設備を指し、要求水準書内で記載されている放送設備とは異なるものでしょうか。	ご質問のとおりです。 カトルレーは非常放送対応とします。
13	別添資料	8	内装工事施工区分概念図	物販店舗の区画は、管理者シャッターまでとし、今後事業者要望によりスクリーンおよび扉が必要となった場合はC工事と考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
14	別添資料	8	内装工事施工区分概念図	飲食店舗の店舗と厨房の間のカウンターはC工事として、A工事では、区画の壁とカウンター設置のための開口設置までと考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
15	別添資料	8	内装工事施工区分	飲食店舗・加工場の厨房排気について、神戸市火災予防条例によりダクト消火設備が必要となる場合は、ダクト消火設備・ガス緊急遮断弁はC工事と解釈してよいですか？	C工事とします。ただし、消防法対応他、調整はSPC事業者が取りまとめるものとする。
16	別添資料	8	内装工事施工区分	テナントエリア内（飲食店舗、物販店舗、銀行、加工場）の消火器はC工事ですか？	ご質問のとおり、C工事とします。
17	別添資料	8	内装工事施工区分	水産加工場内の床が塗装仕上げ程度までとなっておりますが、加工場内で、厨房器具等が設置される部分のシタコクリート、側溝、グリーストラップ等はC工事と解釈してよいですか？	飲食店舗と同様に、防水、シタコクリート、側溝、側溝蓋をA工事とし、グリーストラップをC工事とします。

18	別添資料	8	内装工事施工区分	銀行・加工場の工事区分において分電盤までの配線工事はA工事とありますが、分電盤本体はC工事と解釈して良いですか？A工事の場合は分電盤（動力盤）のブレーカは主幹ブレーカまでで良いですか？	主幹ブレーカーまでをA工事とします。なお、主幹ブレーカーより先はC工事とします。
19	別添資料	8	内装工事施工区分	物販・飲食店舗の分電盤（動力盤）のブレーカは主幹ブレーカまでで良いですか？	ご質問のとおりです。
20	別添資料	8	内装工事施工区分（関連事業所・事業	一般店舗の天井、壁、床などの内装工事はA工事とのことですが、この部分の建築物保守管理業務や修繕業務は、テナン業者負担と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
21	別添資料	12	発泡スチロール減溶設備要求水準	現在、利用している発泡スチロール減溶設備の設置時期及びメンテナンス状況(点検内容、部品の更新及び時期)をお教え下さい。	発泡スチロール減溶設備に関しては、平成6年度1台、平成8年度1台の計2台を設置しています。 メンテナンスは年1回の定期点検として行っています。
22	別添資料	13	ダンボール圧縮機概要	現在、利用しているダンボール圧縮機の設置時期及びメンテナンス状況(点検内容、部品の更新及び時期)をお教え下さい。	ダンボール圧縮機に関しては、平成8年度1台を設置しています。 メンテナンスは年1回の定期点検として行っています。